



島根県報

平成27年 9 月29日 (火)

号外 第 158 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

(道 路 維 持 課) 2

道路の供用開始

(") 3

告 示

島根県告示第659号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成27年 9 月 29 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員 延 長		
県 道	八重垣神社 竹矢線	松江市竹矢町525番地先 から同町252番3地先ま で	前	メートル 4.20～ 23.60	メートル 110.00	松江県土整備 事務所 道路改良工事 拡幅
			後	6.00～ 36.90	110.00	
"	柿木津和野 停車場線	鹿足郡吉賀町柿木村福 川500番1地先から同 501番1地先まで	前	9.75～ 12.12	48.49	益田県土整備 事務所津和野 土木事業所 災害防除工事 拡幅
			後	9.75～ 16.43	48.49	

島根県告示第660号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成27年 9 月 29 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	柿木津和野停車場線	鹿足郡吉賀町柿木村福川500番1地先から同501番1地先まで	メートル 48.49	平成27年 9月29日	益田県土整備事務所津和野土木事業所	